

## 部活動地域展開に向けた指導者の育成に関する連携協定書

大阪市（以下「甲」という。）と公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、部活動の地域展開に向けた良質な指導者の育成にあたり、次のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携のもと、乙が有する人材・情報などを活用して、良質な指導者の育成に取り組むことにより、本市の地域展開にかかる課題解消を目的とする。

### （連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する（以下、以下の各連携事項の実施を「協定事業」という。）。

- (1) 指導者向け研修会の実施及び資料の開発
- (2) 競技指導者資格の取得促進
- (3) トップアスリートによる指導会

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項・実施方法については、甲乙合意の上、決定する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

### （協定期間）

第4条 本協定の期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

### （協定事業の公表）

第5条 甲及び乙は、協定事業の内容及びその成果を公表できるものとする。ただし、公表する場合は、協定事業の結果得られたものであることを明示するものとし、公表に先立ち、相手方と協議することとする。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定することとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年3月21日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市  
教育長 多田 勝哉

乙 大阪府池田市満寿美町8-25  
公益財団法人安藤スポーツ・食文化振興財団  
理事長 安藤 宏基